

事務連絡  
令和2年4月30日

社会福祉施設等施設長・管理者 様

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染が疑われる者又は  
感染した者が発生した場合の対応について

保健福祉行政の推進につきましては、平素から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

施設の利用者、職員等に新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者又は感染した者が発生した場合の対応については、厚生労働省の令和2年4月7日付け事務連絡「社会福祉施設等における感染防止拡大のための留意点について（その2）」が示されていますが、より読みやすいように、当室で書き換えたものをお送りします。

次の点に留意の上、あらかじめ熟読いただくようお願いします。

記

- ・ 「入所・居住系」、「通所・短期入所」、「居宅訪問」の3種類につき、それぞれ、「疑い事案発生時」及び「感染者発生時」の2パターンがあります。計6種類の中から、該当するものを確認してください。
- ・ 高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を有する者、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤を投与している者は、急激に症状が悪化するおそれがあります。これらに該当する方に風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続いた場合の連絡先について、厚生労働省の事務連絡では「帰国者・接触者相談センター」としていますが、本県作成の別紙では「かかりつけ医」としています。
- ・ 通常、感染症の発生については、集団感染の発生や死亡者が発生したような重大事案が発生した場合にのみ指定権者への報告を求めています。新型コロナウイルス感染症については、「感染が疑われる者」が発生した時点で報告することとされています。
- ・ 別紙は、職員全員で内容を理解するとともに、備え置く場所を知っておいてください。
- ・ 指定権者、保険者／支給決定市町村、帰国者・接触者相談センター等、必要となる連絡先はあらかじめ調べておいてください。

以上